

家族信託
制度と可能性を学ぶ
シンポジウム」

家族信託制度の概要

理事で司法書士の宮田でございます。よろしくお願いたします。本日は「一般の方ではなくプロの方ですの
で、ポイントのみご説明いたします。
家族信託は信託法を準拠とした財産管理の手法で

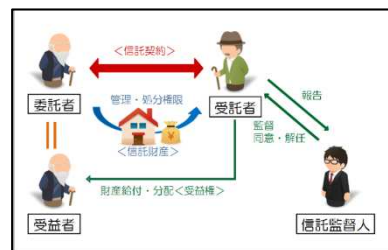
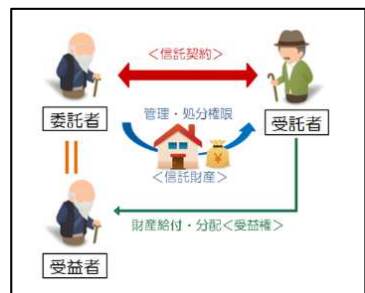


す。財産を持っている委託者が、誰かに財産の管理と
処分を任せます。この預かる方を受託者といいます。
これまで我々や一般の方は、「財産を預ける」とい
うと「プロに預ける」というイメージを持っていました。
今回の家族信託というのは、「財産管理の担い手は
家族で良いではないか」という話です。

そもそも信託法は、信託会社とか信託銀行を想定し
て作られていました。それが2007年に改正されて、財産
を家族や親族といういわゆる一般の素人が預かって
も良いという風に、法律上明確になりました。ただま
だ改正されて間が経っておらず、まだまだ普及してい
ません。

しかし、家族に委ねると言っても、素人である受託
者が、いったい何をしたら良いかわからないという問
題もありますし、場合によって受託者が暴走していま
い、財産を自分の利益誘導に使ってしまうこともある
かもしれません。

だから我々は、信託の仕組みを作ってハイ終わりとい
うことではなく、その後も、委託者の想いがきちん
と永続性があり実効性をもって続くよう「信託監督
人」という仕組みで実現していくことを考えています。
ではその監督人は誰がなるかと言うと、まさに皆



さんだと思えます。

もちろん組成のコンサルティングを行う場面でも皆
様の力が必要ですし、信託を組成したら、「はい終わ
り」じゃなくてその後もきちんと見届けるといってこ
ろまで含めて、我々専門職が長期に渡って関わって
くべきだと思っています。

本日は様々なジャンルの方にご参加いただしていま
す。相続の前後には、税務の専門職、法務の専門職、
不動産のプロ、保険のプロなど色々な方が関わってき
ます。どのジャンルを欠いてもおそらく適切な相続コ
ンサルはできないと思います。相続コンサルと言っても
相続税だけの話ではありません。

円満円滑な相続を迎えるためには、相続が発生す
るぎりぎりまでに行えば良いものではなく、相続が
発生する5年10年15年前から認知症の発症リスク

があるわけですから、我々は早めに手を打つ「提案をせねばなりません。

家族信託が持つ機能

信託の機能というのは先の財産管理を任せるという部分では委任の機能と少しイメージが良いです。実は今日はお話できませんが、委任と信託とは明確に違うところがあります。

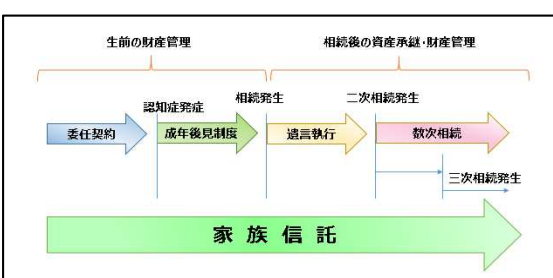
それから、財産を持っている人が認知症になってしまったとすると、今の制度では後見制度を使うしかないと思ってしまう方がほとんどです。後見制度を使ってしまうは財産をなかなか動かせなくなります。この**成年後見制度に代わりうる機能がこの家族信託にはあります。**

遺言の機能もこの信託の中で組み込めます。

よって一つ信託を組むことによって、長期的にこの信託の枠組みの中で、**委任も後見制度も遺言の機能も果たせる**というところが大きなポイントになります。

もちろん、この制度が絶対だとは言いません。「家族信託を組むことで、委任、成年後見、遺言が必要ない」という話ではなくて、我々は専門職としてこうした制度を選択肢として持ち、クライアントにどう使うか、どう併用すべきなのかを提示する必要があります。

す。家族信託の選択肢を知らないで、もはやコンサルテイングはありえないと。そういう時代が来ていると思います。



家族信託を組成するメリット

メリットは大きく三つあります。

①今申し上げた後見制度を例に取ります。後見制度はそれ自体趣旨として非常に重要な仕組みです。ただ、制度上、本人の財産をガチガチに管理するということしか目的としていません。一族にとつての最適

な財産管理とか資産承継とかそのままでは制度として汲み取ってくれません。つまり資産を組み替える等は後見制度を使ってしまうとほぼ不可能だと思われるです。

後見制度を決して否定するわけではなく、我々はこちらの制度使うべきか、或いは併用すべきかを専門職としては理解していかなければならないと思います。

②全く毛色が違う話ですが、相続が発生した後の法定相続の概念が、信託を組むことによって全く覆ってしまうことです。

地主さんをイメージしてください。地主さんは、財産を長男に継がせたいが長男には子供がいない。そうするとその代で継承が途絶えてしまう。ならば子供のいる次男に継がせようかどうしようかというケースでは、信託を知らないと悩むわけです。

自分が死んだら長男に財産を託したいが、子供がいない長男の次には全ての資産が長男の配偶者に行き、そしていずれ配偶者の親族に財産が流れてしまうという憂いを持っている方に対して、信託の仕組みを使うことによって想いを確実に二次相続以降まで伝えることができる可能性がある。

そういう可能性があることをまず知る事です。知ら

なきや始まりません。しっかりと考えて、二次相続に向けた対策をする事によって、別の意味での紛争が起きるのであれば止めておけばいい。知った上で検討することが大事だと思います。

③今の世の中で、資産家の保有財産の6割は不動産です。不動産の問題に手を付けずに、財産関係、相続関係のコンサルティングは出来ません。

特に、不動産の共有問題は非常に大きな問題です。共有で相続してしまったばかりに不動産が動かさなくなってしまうケースが非常に多いです。

もう既に共有になっている方もいるし、この先子供達に平等に相続させるには共有しかないということがあるかもしれません。その時に、「所有権」ではなくて「信託受益権」という、所有権ではない形で平等を実現するような仕組みが信託にはあるのです。だから、状況をきちんと見極めて、問題解決のご提案をする事ができます。



まとめますと、

一、生前の財産管理におけるメリット

①後見制度に代わる仕組みである

二、相続発生後のメリット

②数次相続に対応できること

③今もしくは将来の共有問題など、お客様の事情に合わせた活用を提案することでお客様のニーズに応えられるメリット

があると考えています。

最後にデメリット

信託を組むこと自体のデメリットやリスクは特段ないと思っただいていいと思っています。

税務的にメリットもほとんどありません。ただデメリットもありません。何故かという点、あくまで財産管理の手法・手段であり、それが目的ではないからです。信託を組めば、財産評価が下がるとか、信託を組めば遺留分を回避できるとかという話ではなく、信託による財産管理手法を使って、その先のご提案をどうするかという話です。

我々はこの制度を武器として使いその先にある計画をどう上手く実行するか、円満な財産管理をどう実現するかを考えるべきだと思っています。選択肢の一

つとして、全国津々浦々にそういうことを知ったコンサルタントが一人でも多く増えれば、世の中の争続問題は一件一件少なくなっていくと思っんです。

信託組成の課題

財産を持っている委託者が、例えば子供たちを受託者として契約を交わすことですが、結果、受託者には強力な権限を与えることとなります。先ほど信託監督人という話もしましたが、やはりこの制度が上手く機能するためには、最終的には委託者・受託者の親子間の信頼関係やそれを取り巻く親族関係の方々の信頼があつてこそ話だと思えます。

この信託をご提案して、皆様と家族間、そして家族一人一人と同じ情報を共有した上で、「信託いいよね、是非やろう」という状態が「あるべき姿」です。長男など「一部の推定相続人が財産を多めに牛耳るためのスキームを提案するのはなく、長男も次男も長女も、推定相続人たる家族皆が「これいいね」と思って頂ける



ようにこの家族信託の仕組みを活用して頂きたいと
思います。